

規制シート

(別紙1)

160194802010001

平成26年12月25日

規制の名称	医師、看護師等の医療従事者以外の者による医行為の禁止	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	○医師法(昭和23年法律第201号) ○保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医政局医事課 課長 北澤 潤
規制目的	医行為は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、適切に医療を提供するために必要となる専門的な知識・能力を確認するための国家試験に合格し、免許を取得した者(医師、看護師等の医療従事者)のみが行うことができることとしている。		
規制内容の概要	医師法第17条の「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。 医師、看護師等の医療従事者以外の者による医行為は、医師法第17条、保健師助産師看護師法第31条等によって禁止されている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	医療機器等を使用するものであっても、医行為は患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるという状況に変わりはなく、専門的な知識・能力を有することが確認された医師、看護師等の医療従事者のみに医行為を行うことを認めることが適当であるため。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>